

岡本の国会での答弁

177-衆-厚生労働委員会-11号 平成23年04月27日

○初鹿委員 これは訓練の場所だけじゃなく、病院にしても、施設にしても、商店にしても、会社にしても、全部なくなったわけですから、そういうものを含めて仮設のものをつくることは必要だと思います。そこもあわせて要望させていただきます。

昨日でしょうか、特別財政援助法案が閣議決定されたということです。その中には、被災地の事業主や被災者の社会保険料の免除の規定が含まれているということで、これは非常に評価をいたします。本当に事業主の方、社会保険料を今は払わないでいい、延期になっていますが、これは払えるのかなと非常に心配だったと思います。

事業主にとって、やはり社会保険料を支払う、これは結構大変なんですね。現在、雇用調整助成金をもらっている、そして自分のところの従業員に給料を払っている事業所も数多くあると思うんですね。そこも、社会保険料は負担をしていると思います。今は何とか雇調金でやりくりできているとしても、なかなか復興が進んでいかないと、事業ができずに、収入が全く入ってこないわけですから、将来的に、何カ月か先にはこの社会保険料の負担というのはやはり重くなってくると思うんですね。

そこで、雇調金をもらって事業主が従業員の社会保険料を払っている、そういうケースについても、免除、減免なり、社会保険料を分割で納付するとか、何らかの対応が必要だと考えますが、その点、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 今先生から御指摘がありましたように、現時点においても、社会保険料の関係につきましては、事業所の支援をするべく、被災している県において納期限の延長を行っているところでありますし、また、一定の損失を受けている事業主、雇用保険料を納付することが困難だということであれば納付の猶予を行うということも可能としているところでありますが、今御指摘がありました、今回の震災で大変大きな被害を受けて従業員に対する報酬の支払いに著しい障害が生じている事業所を対象として社会保険料を免除する特例の法案を出したところでございます。

こちらのところで言ういわゆる報酬の支払いに著しい支障が生じているというのは、おおむね過半の従業員について報酬が支払えていないか、標準報酬の下限、厚生年金であれば九万八千円でございますが、未満の報酬しか支払えていない場合とするという方向で検討をしているところであります。

したがって、社会保険料を免除する、この適用の際の要件としましては、従業員に対する報酬の支払いについて事業所全体として著しい支障が生じているか否かによって判断することが適当ではないかというふうを考えておまして、事業主が雇用調整助成金を受けている場合であったとしても、その事業所全体の状況を判断していくことが必要だというふうを考えております。

したがって、雇調金を受けていて、しかしながら、その一方で、その企業においておおむね過半の従業員に例えば標準報酬の下限のお給料しか払えない、こういう状況にあれば、これについて社会保険料の免除の特例措置の法案の適用をできるような方向で検討していく、こういうことでございます。

○宮崎委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。

本当に笑い話のような話だったんですが、実話で、何人もの人から同じ話を聞かされると、ああ、何なのかなというところもございます。これもぜひお願いをしたいと思います。

それから、震災の件でございます。

震災で、旅行の中止あるいは手控え、こういうことが相次ぎまして、旅館やホテルは大変な打撃

を受けているという現状があります。壊滅的と言っても過言ではありません。

私の地元は群馬県でありまして、原発事故のあった福島県と隣接をしているということもありますので、放射性物質関係の風評被害というのもあって、観光客、宿泊客が大幅に減少しております。

震災発生から一週間後、私、水上温泉というところのあるホテルをお訪ねして、状況はどうですかと聞いたんですけれども、一週間でキャンセルが三千人あった、そのホテルだけで。そういうような状況でした。

それで、きのう、温泉旅館の組合の方にちょっとお話を聞いたんですけれども、書き入れどきであるゴールデンウィーク、宿泊が例年の半数、半減をしているということで、休業とかもありますし、あるいは、特に旅館、ホテルは、非正規雇用の方が多いですよね。人手を非常に使いますから、それで時間もある程度限定されていたりするので非正規雇用の方が多いたんですが、そういう方の首切り、一時解雇と言ってもいいかもしれませんけれども、こういうものが相次いでおります。

この震災による経営悪化、雇用の悪化は非常に深刻。特に群馬県等ですと、余震なんかが起こるたびにキャンセルが新たに出たり、あるいは、農作物のいわゆる放射性物質による出荷停止等の情報がテレビなんかで流されると、それでキャンセルが出たりという状況でございます。

ぜひこの経営悪化に対応しなければならないと思うんですが、現状をお示し願いたいということでございます。いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありました、このたびの東日本大震災の影響で、いわゆる旅行やさまざまなレジャーの自粛ムードというのは懸念をすべきものがあると思っています。

けさも新聞に日光のホテルの事例が載っていたと思いますけれども、委員御指摘のそういった震災を契機に大変厳しい経営状況に陥っている状況を少し数値をもって御説明しますと、外国人の日本への旅行が、震災以降、大手三社の取り扱いベースでキャンセル率が九割に達したり、また日本人の国内旅行は、三月の実績が二五から四〇%減であったり、また四月、五月の予約状況は二〇%から四五%の減、こういった話で、所管法人が行った生活衛生同業組合に対する緊急調査によると、調査対象の旅館、ホテルのうち九三・一%が四月の売上げが減少する見込み、こういう話もあります。

先ほども話をしましたように、行き過ぎた自粛ムードを払拭するということのために、観光庁などとも連携をして取り組まなければなりませんし、また、日本政策金融公庫を通じて運転資金の貸し付けを実施する、また、雇用を維持する観点から雇用調整助成金の積極的な活用を促す、こういった対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○牧委員長 時間が過ぎておりますので、簡潔に。

○岡本大臣政務官 委員御指摘の点も踏まえながら、対応をとっていきたいと思います。

○松浪委員 自由民主党の松浪健太であります。

今回の特定求職者の就職支援に関する法律案について、今も長勢委員の方から厳しい指摘がありました。第二の生活保護をつくるだけでは不適切だという厳しい指摘もありますし、私もそれはそうだと思いますけれども、一方で、やはり第二のセーフティーネットを整備していかなければならないということは、これは私は間違いのない路線だと思います。

しかしながら、違和感を感じますのは、先ほどから議論を聞いていても、生活保護に落ちるという言葉がよく使われる。厚生労働省の皆様も、生活保護に転落するということは役所の皆さんも割とよく使われる言葉であります。生活保護というのは、そもそも転落、落ちて使われるものであってはならないというふうに私は思います。

しかしながら、国会議員であればだれしものが地元を回るわけでありまして。国民の皆さんの生活保

護に対する不信というものは、私はもう本当に深いものがあると。何で年金より高いんや、こういう声を十回以上聞いたことがない、十回未満であるという国会議員は恐らくここにはいらっしやらないと私は思うんですね。

ですから、まずは、我々、今回の法案も大事なんですけれども、もともと生活保護のあり方というものも昭和二十年代からほとんど変わっていない。私は大阪市選出ではないですけれども、大阪でも、大阪市なんかも生活保護でパンクしかかっている。そしてまた、国民の皆さんは、中国人の皆さんがこちらへたくさん来て多くの申請を出した、こんなフェアじゃないことがあっていいのかと非常に敏感に反応する。こうした外国人のことについても、通知が出たのが昭和二十年代ですか、それをいまだに準用して使っている。もう限界であります。

昔は、家族でおじいちゃん、おばあちゃんは支えるというのが一般的だった。しかし、今はもうそうではなくなったということからして、私は第二のセーフティーネット、大事だと思いますけれども、厚生労働省そして我が政府は、まず、生活保護ということについてももう一度、転落する対象ではなくて、本当に真っ当に受けているなという国民のコンセンサスをつくり直すことが本来は先決なのかな、少なくとも並行して行っていくべきだというふうに私は思うわけであります。

そこで大臣、大臣でなくても結構ですけれども、国民の生活保護に対する意識というものを厚生労働省として何かとらえられているのかどうか、まず伺います。

○岡本大臣政務官 御指摘いただきましたように、私も地元を回っていきまして同様の話を聞くことはあります。そういう中で、御指摘の生活保護に対するさまざまな御意見があるということは承知をしています。

一方で、国民の意識に対する調査を厚生労働省としてということで調査しているというわけではありませんが、私が聞いている範囲でも、働くことができる若い人が生活保護を受けているんじゃないかとか、また、医療扶助や貧困ビジネスなどでさまざま制度の問題があつて、医療扶助も必ずしも必要でないものを受けているのではないかという声だとか、それから、そもそも先ほど言われた年金との関係での金額の妥当性はどうかといったことがあるということは承知をしています。

このため、自立・就労支援の強化や不正受給の防止等の喫緊の課題に対しては、今後開催する予定の国と地方の協議における議論も踏まえて、制度改正を視野に必要な対応を検討するとともに、生活保護基準につきましては、社会保障審議会の生活保護基準部会において、客観的なデータに基づいて専門的かつ多角的な検証を進めていくということが必要だと思っています。その場でも私は申し述べさせていただきましたけれども、国民の皆様の本当に幅広い御理解をいただくということが何よりも重要だというふうに考えております。

○あべ委員 自由民主党のあべ俊子でございます。

まず最初に、大臣にお礼を申し上げたいと思います。

先般の厚生労働委員会におきまして、特に、被災された場所における病院の看護部長さんの御主人と娘さん、息子さん、家も流され、病院で寝泊まりをしている中、その娘さんが看護大学を卒業したばかり、国家試験を受けていて合格しているはずだが本人は亡くなってしまった、けれども、生きる支えとして、その国家試験の免許証をぜひ特例で出していただけないかと大臣にお願いいたしましたところ、合格証を出してくださるということでありました。

そうしたら、早速、その委員会が終わった翌週の十八日、現地に入られた大谷医政局長が、国家試験に合格しながら津波で亡くなられた娘さんのお母様に、看護免許証のかわりに大臣の名前が入った、従来であれば合格証ははがきサイズのものだそうではありますが、わざわざ本当に免許証の形のような合格証にさせていただきまして、それを医政局長がみずから手渡してくださったということで、心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。(拍手)

特に、直接持って行っていただけないかとお願いはしたものの、まさかしていただけるとは実は思っておりませんで、翌週にさせていただきまして、本当にありがとうございます。大臣のお心の優

しさに本当に感動いたしました。新聞記事にもなったようでございまして、本当にありがとうございます。本当にこのような未曾有の災害であるからこそ、大臣のリーダーシップが大切な時期ではないかと思っております。

また、続きまして、災害拠点病院、先般、質問をたくさんさせていただきました。そうした中におきまして、やはり、災害拠点病院のあり方の見直しということをしなればいけないと、私は先般もお話をさせていただいたところでございます。

特に、ある県の例を出させていただきましたが、重油の取得の計画が立てられていないところが半分ほどあったとか、また、これまでの災害拠点病院が阪神・淡路震災のその反省のもとにできたものであったということが、津波を想定していなかったということを考えたときに、特に、衛星電話がマストではなかった、さらには、医薬品に関しては名目が詳細に入っているわけではないということ考えたときに、この基準の見直しが必要ではないかと思いますが、これに対して、また、どの時期にどのような見直しをするかというお考えが先般の委員会から改めてございましたら、御意見をお伺いしたいと思います。

○岡本大臣政務官 今委員から御指摘をいただきました災害拠点病院、全国に六百九病院指定をしておりますが、こちらにつきましては、委員から御指摘がありました平成八年五月十日の局長通知であります「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」というところで、指定の要件を示しているところであります。

今御指摘がありましたこの当時の要件でありますから、今般の震災を経て、自家発電の燃料や医薬品等の備蓄、また、衛星電話等の通信手段の確保、施設の耐震性等、災害拠点病院のあり方については、御指摘の点も含め、さまざまな御意見を賜りながら、必要な基準の見直しを行っていかねばならないんだらうと思っております。

いつ行うのかという観点でいいますと、現在、医療計画の見直しを行っている中でありまして、本年中に新たな指針を提示することとしておりますので、これに合わせて、今後の災害拠点病院のあり方についてできるだけ早急にお示しをしまいたいというふうに考えております。

○あべ委員 本年中に、ことしじゅうに災害拠点病院のあり方の見直しの結論を出すということよろしいでしょうか。

○岡本大臣政務官 本年中に新たな医療計画の指針と合わせる形でお示しをするということは、結論が出るということであります。

○あべ委員 そうしますと、その中に、特に医薬品の備蓄量が急性期だけに限定されて持たれていた病院が多かった。これに関しては拠点病院のいわゆる条件の中に入っていないわけですが、この医薬品に関しては、もう少し踏み込んだ形で詳細になるというふうに思っていますか。

○岡本大臣政務官 そういう意味では、さまざまな疾患の患者さんが来ることが想定されますし、また、災害時に特段必要になる医薬品もあるというふうに考えています。それは、急性の疾患だけでなく慢性期の疾患でも必要になるものもありますので、今回もインスリンなどが備蓄について話題になったところでありますので、こういったことも含めて議論をさせていただくということになります。

○あべ委員 それともう一つは、拠点病院の中で、衛星電話が条件の中に入っていなかったということがございますが、これは政務官、検討の中にお入れになる予定でしょうか。

○岡本大臣政務官 先ほどもお話をしましたけれども、衛星電話がいいのか、災害優先電話とい

う方法がいいのか、通常の電話以外の災害時の通信回線の確保というのは一つの課題だろうというふうに思っています。

○あべ委員 特に医薬品に関しましては、インスリンということが出ましたが、私どもが自民党の災害対策本部、私、医療班の中でニーズが上がってきておりましたのは、精神科の患者さん方のものというのかなりありました。それに関しても御検討をするということで、政務官、よろしいでしょうか。

○岡本大臣政務官 向精神薬を含めて、それぞれ、先ほどもお話をしましたけれども、需要のあるものをしっかり調査して、それについては検討を加えていきたいと思えます。

○あべ委員 では、ことしじゅうにその災害拠点病院の基準の見直しを、結論を出されるということであれば、第一回目は大体いつごろになるでしょうか、政務官。

○岡本大臣政務官 今お話をしておりますように、医療計画の見直し等に関する検討会、平成二十二年の十二月、昨年十二月より開催をしているところでありまして、次期の医療計画の期間が平成二十五年の四月から平成三十年の三月までだということを勘案すると、これに間に合うように結論が出てくる、こういう形で、既に開催はスタートをしているということでございます。

○あべ委員 それは都道府県の医療計画の話ですよ、政務官。災害拠点病院の見直しとはちょっと違う話だと思うんですが、いかがですか。

○岡本大臣政務官 したがって、その計画を見直す中で、先ほどお話をしましたように、本年新たな指針を、この災害拠点病院の指定要件の見直しについても提言をする予定というふうにしていくということでもあります。

○あべ委員 さらに、その医療計画のものに関して、政務官が私が質問取りで言った内容を先にお答えいただいているようでございますが、ここをもう少ししっかり聞かせていただきたいと思っております。

ことしじゅうに結論を出されるということはいいいわけではありますが、都道府県の医療計画制度、これは病床数の管理と質の評価ということが主な目的で、実際これが本当に都道府県の医療計画に役に立っているかどうかということが私はずっとクエスチョンでございまして、委員会で何度も言わせていただきました。

そうした中におきまして、やはり災害時の対策計画というのを、拠点病院の基準の見直しというのは別建てで、都道府県は災害があったときにどうするのかということを確認にすべきだと思います。特に医薬品の調達はどうなっていくのか。今回は、東北大学、さまざまところから医薬品が足りないという話がありました。その調達を、それぞれ知っているところから連携していくというのが常だそうでございまして、関係者の方に聞きましたら、院長がどこの大学の出身かによって、どこにSOSが出されるかは結構影響があったということも聞いております。

そうした中にありまして、学閥でつながっている医師の仲間以外に中長期的になったときの連携が必要だとすれば、それは都道府県単位で、災害があったときにどういうチャンネルをお互いに持っていかということが私は重要だと思っております。これは医薬品だけではなくて人的支援の部分もありますが、その災害時の対策計画というのを、私は、今、医療計画制度がことしじゅうに出されるのであれば、その中に入れ込むということは重要な観点だと思いますが、政務官、これに関しましてはいかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 今御指摘がありました、いわゆる災害時の連携のあり方ということにつきまし

でも、医療計画の見直し等に関する検討会が開催されているという話をしましたけれども、今後、医療体制、それも災害時の医療体制のあり方について検討して、本年中に新たな指針を策定していきたいというふうに考えております。

なお、先ほどちょっとお話をしました、次回はいつなのかということですが、場所は少し調整中でありますけれども、現時点では、既に第三回の二月二十八日開催までは終わっているということでありまして、実際に第四回、五月二十三日、できれば、場所はまだ調整中でありますけれども、医療連携のための実際的手法などについて議論をしていきたい、こういうふうに考えています。

○あべ委員 では政務官、次回の開催日は私は聞いておりませんが、頑張っていて始めていただきたいと思うんですが、災害時の対策計画が医療計画の中に入るという認識でよろしいですか。イエスかノーかでお答えください。

○岡本大臣政務官 入れることを含めて検討をしているということでありまして。

○あべ委員 ありがとうございます。

今の仕組みはわかっているわけでございまして、届かないところが問題点になっているので、どうやったら届くかということを検討していくとおっしゃっていましたが、これがなかなか徹底しないのが難しいわけございまして、ぜひ、通知もしくは広報以外にどうしたら徹底するかというお考えを政務官、お持ちだったら教えてください。

○岡本大臣政務官 確かにおっしゃるとおり、在宅はそれぞれのニーズがありますから、そういうニーズに細かく対応していくということが十分できていなかった面もあったと思います。

今局長から答弁させていただきましたとおり、今回改めて、こういった衛生材料を含む訪問看護で必要なさまざまな材料についての費用のあり方について周知をしていかなきゃいけないし、そういった周知の方法としてやはり、例えば先生も所属されている看護協会の皆さんのお力もおかりしたり、また与野党問わず、各級議員の皆さんのお力もおかりしたり、もちろん自治体の力もかりながら周知をしていく、保険者さんなどを通じて周知をしていく、さまざまな方法をとっていかねばいけないだろうというふうには思っています。

○あべ委員 私は、診療報酬が医師のもとに入ることは全くそれでいいと思っておりますが、要するに衛生材料がきちんと回るということが重要でありまして、すなわち、患者さんがその医療機関で受診されたときに、診療報酬はそこに入るけれども、衛生材料がきちっと別建てで動くような仕組みにしていきたいというふうに申し上げているだけであります。

政務官、これに関して、看護協会云々ではなくて、これは制度上の問題でございますから、ぜひとも、三分の一患者さんが持ち出しをしている、三分の一訪問看護ステーションが持ち出しをしているという実態を考えたときに、これは、これから通達をして、もしくは広報していった形で訂正されるものだと、私は平成十七年から全く変わっていないというふうに思うわけでありまして、この制度の見直しを、ぜひ政務官、かけていただきたい。

○岡本大臣政務官 委員からせつかくの御指摘がありましたので、もう一度、保険局とこのことについて議論してみたいと思います。

○あべ委員 ぜひ議論を、いつごろしていただけますでしょうか。

○岡本大臣政務官 できる限り早くですけれども、ちょっと打ち合わせをしますが、今月中にはします。

○坂口(力)委員 わかりました。一応、契約がなくて賃金の支払いをしないという企業に対しましては、雇用保険それから労災保険につきましては保険料を払わなくてもいい、こういうことですね。

今度は、厚生年金それから健康保険の保険料でございますが、厚生年金それから健康保険の保険料というのは、企業が従業員を賃金を支払わずに休業させているとき、このときには、厚生年金それから健康保険、この保険料は払うんですか、払わなくていいんですか。教えてください。

○岡本大臣政務官 今回の震災に当たりまして、既に厚生年金や健康保険といった社会保険料の納付期限の延長や納付猶予といった措置は開始をして実施をしているところでありますけれども、今回、震災の被害の甚大さにかんがみて、震災による被害を受けたことにより従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所を対象として、社会保険料を免除する特例措置について法案を提出させていただいたところであります。

その中で、一体どういうときに報酬の支払いに著しい支障が生じているということかということ、おおむね過半の、半分の従業員について報酬が支払われないか、もしくは標準報酬の下限、厚生年金の場合ですと九万八千円、健康保険の場合ですと五万八千円になりますが、これ未満の報酬しか支払われていない場合ということで調整をしたいというふうに今検討をしているところであります。

そういう意味では、先生おっしゃいますように、ある事業所でおおむね過半の従業員の給料が支払われていないときには、今回の、提出をさせていただいております法律を成立させていただいた暁には、保険料が免除される特例措置が実施をされるということになります。

○坂口(力)委員 現状の問題と、それから今度特例措置ができる問題と、少し区別をしておかなきゃいけないと思いますが、現状でありますと、そうすると、厚生年金の場合には九万八千円以下の場合、それから健康保険の場合は五万八千円以下の場合、この両方の人に対しては、これは払わなければならない、現在の法律は払わなければならない。だけれども、今回の特例でそれを払わなくてもいいようにする、こういう立て分けでよろしいですか。

○岡本大臣政務官 冒頭お話をしましたように、現時点で納付期限を延長しておりまして、現時点でいつまで延長するかというのもまだ決まっていません。災害がおさまってから大体二カ月とかそういうような期日になるわけですが、まだ決まっていませんので、現時点でお支払いを求めているということもないですが、委員御指摘のとおり、この法律、今回提出をさせていただいた法律が成立した暁には、先ほどのいわゆる免除ということができるということになります。

○坂口(力)委員 もう一度整理をいたしますと、東北で自然災害を受けられた企業が労働者を休業させます場合に、労働契約がなければ賃金を支払わずに済ますことができる。契約があるときには支払わなければならない。雇用保険や労災保険の保険料は、賃金を払っていないときでも企業は保険料を払わなくてもよい。しかし、労働者は雇用保険を受けることができる。よろしいですか。しかし、健康保険料や厚生年金保険料の場合には、賃金の支払いをしていないときでも保険料を企業は支払わなければならないことになっていたけれども、今回特例としてそれは払わなくてもよいようにする。それでよろしいですか。

もう一遍言いますか。わかりにくかったから。

○岡本大臣政務官 おっしゃるとおりでございます。

○坂口(力)委員 それでは、かなり頑張って、災害に遭って本当は何もなくなってしまうんですけども、しかしもう一度立ち上がりたい、そして、雇った人たちを手放さずに休業状態にしておいて、一日も早く呼び戻したい、こういうふうに言っていたらいい企業の皆さんがお見えになり

ますから、その皆さんに対してはおこたえをしていただくということになるのではないかというふうに思いますし、先ほどから答弁をしていただいたとおりでありますけれども、なかなか中身は、保険によって払っているのやら払わなくていいのやらわからない部分があったりして混乱をいたしますので、少し整理をさせていただいたところでございます。

それから、次の、仕事を始めますときに、仕事を始めたらその特例というのはなくなるのか。それとも、仕事をスタートさせても、しばらくの間はこの企業に対してはその特例が通用するのか。その辺のところはどうなりますか。

○岡本大臣政務官 御指摘の点は、報酬がもし発生すればということだと理解をさせていただきますと、給料が支払われて、報酬が支払われるということになりましたら、保険料はお支払いをいただくことになるわけでありませう。

ただ、免除の期間も、ぜひ御理解いただきたいのは、健康保険についても、その被保険者であるということを失われているわけではありませぬので、引き続きそういった保険も使えるということも御理解いただきたいと思ひます。

○坂口(力)委員 もう一つ、確認だけしておきたいと思ひますが、そういう特例がこれからできるわけですね。そうすると、三月の十一日にこの災害が起こりまして、それから一カ月後、二カ月してからそういう特例ができるといいますときに、それはさかのぼって三月十一日から適用になるんでしょうか。それとも、それはできないんでしょうか。そこをお願いします。

○岡本大臣政務官 遡及するということでございます。